



獨協医科大学 医学部  
〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町北小林 880



獨協医科大学 看護学部  
〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町北小林 880



獨協医科大学附属看護専門学校  
〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町北小林 880



獨協医科大学附属看護専門学校三郷校  
〒341-0003 埼玉県三郷市彦成 3-11-21



獨協医科大学病院  
〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町北小林 880



獨協医科大学埼玉医療センター  
〒343-8555 埼玉県越谷市南越谷 2-1-50



獨協医科大学日光医療センター  
〒321-1298 栃木県日光市森友 145-1



獨協医科大学  
マスコットキャラクター  
「そうん」  
名前の由来: 患者さんによりそう

# Panoramic View

約 28 万㎡の広大な敷地を有している本学。キャンパス内には、医学部や看護学部、附属看護専門学校および大学病院が設置されています。周囲は桜並木や銀杏並木など、四季を彩る美しい自然に囲まれた緑豊かな環境です。



ドクターヘリ

栃木県では、平成 22 年 1 月 20 日より  
獨協医科大学病院を基地病院として  
運航しています

学校法人 獨協学園  
 **獨協医科大学**  
Dokkyo Medical University

お問い合わせ先 事務局経理部経理課  
〒321-0293  
栃木県下都賀郡壬生町北小林 880  
TEL.0282-87-2104 FAX.0282-86-5678  
[大学ホームページ] <https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/>  
[寄付金サイト] <https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/support/>

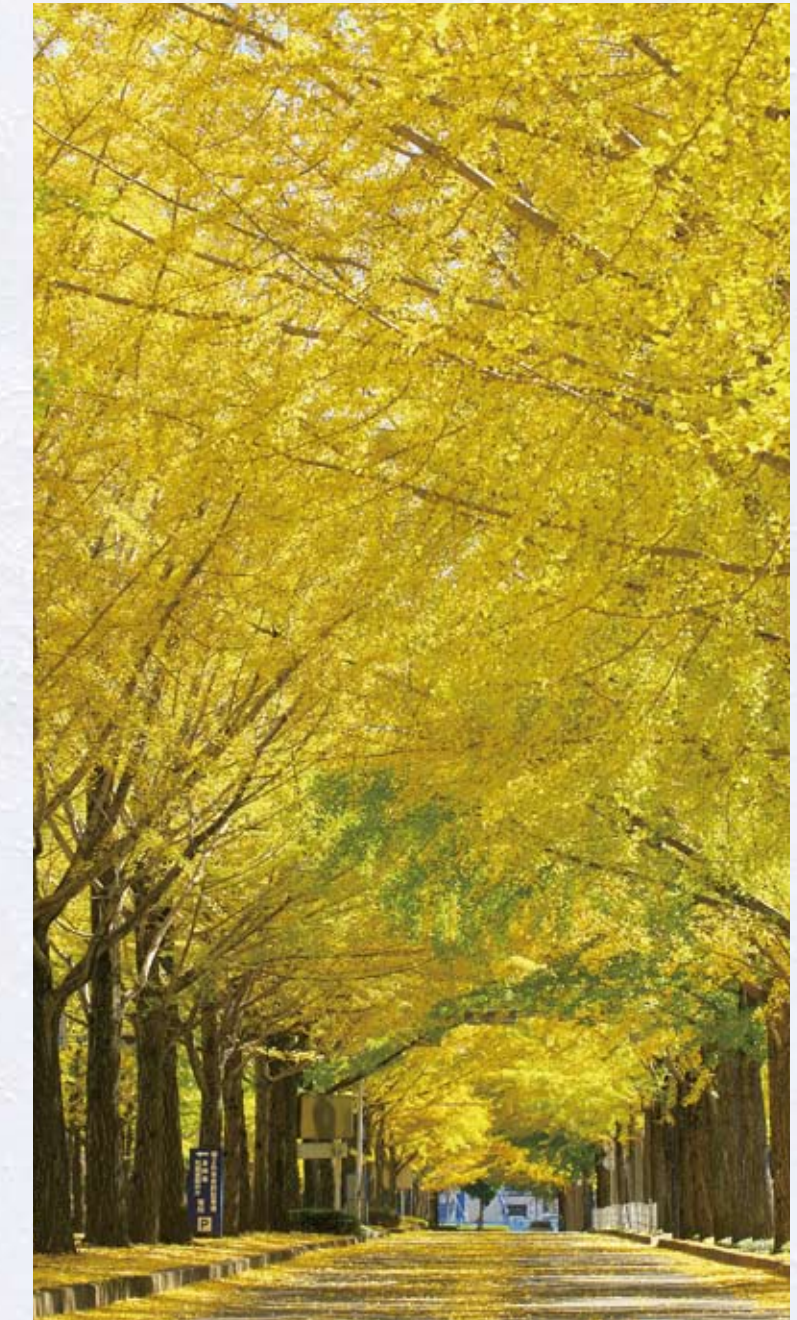


大学ホームページ



寄付金サイト

## 獨協医科大学教育研究振興資金 募金趣意書



学校法人 獨協学園

 **獨協医科大学**  
Dokkyo Medical University



## 寄付金(任意)のお願い



学校法人獨協学園 獨協医科大学  
学長 吉田 謙一郎

や第三者認証評価を踏まえた医学・看護学教育プログラムの改革を図り、教育の更なる質向上に努めております。また、教育研究成果の還元を図るべく、多方面にわたり地域社会や産業界との連携にも積極的に取り組んでおります。

研究面においては、先端医科学統合研究施設のもとに「先端医科学研究センター」「研究・連携支援センター」「実験動物センター」を設置して各研究部門を整備し、全学的・横断的に活用し国際的視野に立つて多角的な研究環境を構築しております。また、海外の大学や研究機関との交流も積極的に展開しており、ドイツのミュンスター大学、レーゲンブルク大学、国立フィリピン大学マニラ校、チェンマイ大学看護学部、国立フィリピン大学マニラ校、上海同济大学など、多くの教育・研究機関と国際交流協定を締結しております。

以上のように本学は、新しい時代を担って立つ有為の人材を社会に送り出す努力を続け、課せられた社会的使命に応えて参りたいと念願しております。また、高等教育機関として、今後50年、100年先の将来を見据えた教育研究基盤の構築も与えられた重大な務めであると考えております。しかし、これらの使命を達成するためには継続的に多くの経費が必要とされます。

本学といたしましては、経営の合理化、経費の節減などにより資金捻出のため最大限の努力を重ねておりますが、今日の大学・病院を取り巻く厳しい経営環境の下での自助努力による財源確保は、自ずと限界があると言わざるを得ません。

現在の厳しい社会経済情勢のもとでのお願いで、誠に恐縮ではありますが、どうか本学の教育・研究等の更なる発展のための基盤となる「獨協医科大学教育研究振興資金」の募金に皆様の暖かいご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 募金要項

## ■名 称

「獨協医科大学教育研究振興資金」の募金

## ■募金目的

医学教育・研究水準の維持向上のため  
(施設設備の充実及び教育研究に要する経常的経費)

## ■募金目標額

10億円(年間)

## ■募金の種類

個人 1口5万円 1口以上  
法人 1口50万円 1口以上  
※寄付金額はなるべく多数口のご協力をお願いします。  
※金額・口数にかかわらず、有難くお受けいたします。

## ■募集期間

4月1日～翌年3月31日(毎年度)  
※随時受け入れさせていただきます。

## ■申込および振込方法

- 同封の「寄付申込書」に必要事項をご記入いただき、返信用封筒で獨協医科大学事務局経理課あてにご送付ください。
- 同封の「振込用紙」に必要事項をご記入いただき、お振込みください。振込先は振込用紙でご案内しています。なお、下記の取扱指定銀行の本支店にて、この振込用紙をお使いいただけますと、振込手数料は無料となります。  
取扱指定銀行：足利銀行  
みずほ銀行

※分割でのご寄付を希望された場合は、お振込(入金)予定日ごとに、「振込用紙」をご送付させていただきます。  
※現金自動預払機(ATM)およびコンビニエンスストアでのお振込みはできませんのでご了承ください。

## ■寄付金に係わる税の優遇措置

### 【個人の場合】

#### ①所得税

獨協医科大学への寄付金は、文部科学大臣より寄付金控除の対象となる証明を受けています。寄付金控除には、「税額控除制度(平成23年度税制改正による)」と「所得控除制度」の2種類があり、確定申告の際には、寄付者ご自身においてどちらか一方の制度を選択いただくことになります。

#### ②個人住民税

平成20年度税制改正により、獨協医科大学への寄付金を寄付金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村に在住の方は、個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。なお、現在、獨協医科大学は複数の自治体から指定を受けておりますが、自治体によって条例指定が異なりますので、詳細は個人住民税を納付されている自治体にお問合せください。

※寄付金控除の手続きは、寄付をした翌年の確定申告期間に本学発行の「寄付金受領書」と「税額控除に係る証明書(写)」または「特定公益増進法人証明書(写)」を所轄税務署に提出して確定申告をしていただくこととなります。

### 【法人の場合】

法人からの寄付につきましては、寄付金額を当該事業年度の損金に算入できます。次の通り、寄付の手続きによって、損金の額が異なります。

#### ①「受配者指定寄付金」として寄付いただく場合

日本私立学校振興・共済事業団(以下、「事業団」)を通じて寄付者(会社等)が指定した私立学校へご寄付頂く制度です。寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入できます。免税手続きには、事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。これに関する事業団への手続きは、獨協医科大学がすべて行います。

#### ②「特定公益増進法人に対する寄付金」として寄付いただく場合

一般寄付金として寄付をした金額の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入されます。特定寄付金の証明のためには、本学発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」が必要です。

## ■寄付者の顕彰

獨協医科大学教育研究振興資金の募金にご寄付を賜りました皆様に対し、次のように寄付の記録と顕彰をさせていただきます。

### 1. 芳名録の作成・記録

- ①ご寄付を賜りました方全員の芳名録を作成し、永くその篤行を伝えさせていただきます。
- ②ご芳名を「獨協医科大学教育研究振興資金寄付者銘板」に刻印し、掲表させていただきます。
- ③ご芳名を本学広報誌「学内だより」に発表させていただきます。  
(ご希望により掲載しないことも選択できます。)

### 2. 記念品の贈呈

### 3. 高額寄付者(累計500万円以上)の方への称号の授与と記念楯の贈呈

- 特別栄誉員 1億円(累計)以上のご寄付者
- 栄誉員 5,000万円(累計)以上のご寄付者
- 特別賛助員 1,000万円(累計)以上のご寄付者
- 賛助員 500万円(累計)以上のご寄付者

※匿名を希望される場合は、お申し込みの際に寄付申込書にその旨ご記入ください。

※ご寄付をいただいた方の個人情報(「個人情報の保護に関する獨協学園の基本方針」に基づいて厳重に管理します。当該目的以外に使用することはございません。

※本学は「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」を遵守し寄付金事業を行っています。